

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各節に対策機関を掲載するとともに、各機関毎に係る計画を次のとおり索引として作成した。

●は担当部局

一般対策編															
計 画 名	索引項	総務課	企画調整課	税務課	住民環境課	福祉課	保健センター	建設課	産業振興課	議会事務局	会計室	学校教育課	生涯学習課	ハートピア安八	消防団
第2章 災害予防	11														
第1節 総則	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 防災思想・防災知識の普及	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災訓練	19	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 自主防災組織の育成と強化	22	●	●	●	●	●	●	●	●						●
第5節 ボランティア活動の環境整備	26	●	●			●									
第6節 広域的な応援体制の整備	28	●	●	●											
第7節 緊急輸送網の整備	29	●	●					●							
第8節 防災通信設備等の整備	31	●	●	●											●
第9節 火災予防対策	33	●	●	●											●
第10節 水害予防対策	34	●	●	●				●							●
第11節 危険物等災害予防対策	36	●	●	●				●	●						●
第12節 避難対策	38	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●
第13節 必需物資の確保対策	45	●	●		●				●						
第14節 要配慮者・避難行動要支援者対策	46	●	●	●	●	●									●
第15節 応急住宅対策	50	●	●	●											
第16節 医療救護体制の整備	51	●			●	●									
第17節 防疫対策	52				●	●	●								
第18節 河川防災対策	53	●	●	●				●							●
第19節 建築物災害予防対策	54	●	●	●				●							
第20節 防災営農対策	55	●							●						
第21節 ライフライン施設対策	56	●	●					●							
第22節 文教対策	59	●	●	●								●	●		

一般対策編																	
計	画	名	索引項	総務課	企画調整課	税務課	住民環境課	福祉課	保健センター	建設課	産業振興課	議会事務局	会計室	学校教育課	生涯学習課	ハートピア安八	消防団
	第 2 3 節	文化財保護対策	62	●	●	●								●	●		
	第 2 4 節	行政機関の業務継続体制の整備	63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第 2 5 節	企業防災の促進	64	●	●												
	第 2 6 節	防災対策に関する調査研究	65	●	●												●
	第 2 7 節	大規模事故等対策	66	●	●	●				●							●
	第 3 章 災害応急対策		68														
	第 1 節	活動体制	68	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第 2 節	災害対策要員の確保	78	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第 3 節	ボランティア対策	86	●	●			●									
	第 4 節	広域的な応援要請対策	89	●	●	●											
	第 5 節	自衛隊災害派遣要請	92	●													
	第 6 節	交通応急対策	99	●						●							
	第 7 節	通信の確保	108	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第 8 節	警報・注意報・情報等の受理伝達	112	●						●							●
	第 9 節	災害情報等の収集・伝達	115	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第 1 0 節	災害広報	130	●	●												
	第 1 1 節	消防活動	133	●	●	●											●
	第 1 2 節	水防活動	136	●	●	●				●							●
	第 1 3 節	県防災ヘリコプターの活用	145	●													
	第 1 4 節	災害救助法の適用	146	●	●		●										
	第 1 5 節	避難対策	152	●	●		●	●	●					●	●	●	●
	第 1 6 節	食糧供給活動	163	●			●				●					●	
	第 1 7 節	給水活動	171	●						●							
	第 1 8 節	生活必需品供給活動	175	●		●	●				●						

一般対策編																	
計	画	名	索引項	総務課	企画調整課	税務課	住民環境課	福祉課	保健センター	建設課	産業振興課	議会事務局	会計室	学校教育課	生涯学習課	ハートピア安八	消防団
第19節	要配慮者・避難行動要支援者対策	179	●	●	●	●	●										●
第20節	帰宅困難者対策	181	●	●													
第21節	応急住宅対策	182	●			●			●								
第22節	医療・救護活動	187	●			●	●										
第23節	救助活動	195	●						●								●
第24節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	198	●			●											●
第25節	防疫・食品衛生活動	202				●	●	●									
第26節	保健活動・精神保健	206	●				●										
第27節	清掃活動	209	●			●											
第28節	愛玩動物等の救護	212	●	●		●											
第29節	災害義援金品の募集配分	213	●	●	●							●					
第30節	公共施設の応急対策	215	●	●	●				●	●				●	●		
第31節	ライフライン施設の応急対策	218	●	●					●								
第32節	文教災害対策	222						●						●	●		
第33節	その他応急対策	231															
第4章	災害復旧	232															

地震対策編															
計画名	索引項	総務課	企画調整課	税務課	住民環境課	福祉課	保健センター	建設課	産業振興課	議会事務局	会計室	学校教育課	生涯学習課	ハートピア安八	消防団
第2章 地震災害予防対策	5														
第1節 総則	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 防災思想・防災知識の普及	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第3節 防災訓練	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4節 自主防災組織の育成と強化	8	●	●	●	●	●	●	●	●						●
第5節 ボランティア活動の環境整備	10	●	●			●									
第6節 広域的な応援体制の整備	11	●	●	●											
第7節 緊急輸送網の整備	12	●	●					●							
第8節 防災通信設備等の整備	13	●	●	●											●
第9節 火災予防対策	14	●	●	●											●
第10節 避難対策	15	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●
第11節 必要物資の確保対策	16	●		●	●				●						
第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策	18	●	●	●	●	●									●
第13節 応急住宅対策	19	●	●	●											
第14節 医療救護体制の整備	20	●			●	●									
第15節 防疫対策	21				●	●	●								
第16節 まちの不燃化・耐震化	22	●	●	●				●							
第17節 地盤の液状化対策	25	●	●	●				●							
第18節 災害危険区域の防災事業の推進	26	●	●	●				●							●
第19節 ライフライン施設対策	27	●	●					●							
第3章 地震災害応急対策	28														
第1節 活動体制	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第2節 ボランティア対策	32	●	●			●									
第3節 災害応援要請	33	●	●	●											
第4節 交通応急対策	34	●						●							
第5節 通信の確保	35	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6節 地震災害情報の収集・伝達	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

地震対策編																	
計	画	名	索引項	総務課	企画調整課	税務課	住民環境課	福祉課	保健センター	建設課	産業振興課	議会事務局	会計室	学校教育課	生涯学習課	ハートピア安八	消防団
	第7節	災害広報	40	●	●												
	第8節	消防対策	41	●	●												●
	第9節	水防対策	42	●	●	●											●
	第10節	県防災ヘリコプターの活用	43	●													
	第11節	災害救助法の適用	44	●	●		●										
	第12節	避難対策	45	●	●		●	●	●					●	●	●	
	第13節	建築物・宅地の危険度判定	46	●	●												
	第14節	食糧供給活動	47	●			●				●				●		
	第15節	給水活動	49	●						●							
	第16節	生活必需品供給対策	50	●	●	●	●				●						
	第17節	要配慮者・避難行動要支援者対策	51		●	●	●	●									●
	第18節	帰宅困難者対策	52	●	●												
	第19節	医療・救護活動	53	●	●	●		●									
	第20節	救助活動	54	●						●							●
	第21節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	55	●			●										●
	第22節	防疫・食品衛生活動	56				●	●	●								
	第23節	保健活動・精神保健	57	●				●									
	第24節	清掃活動	58	●			●										
	第25節	公共施設の応急対策	59	●	●	●				●	●			●	●		
	第26節	ライフライン施設の応急対策	60	●	●					●							
	第27節	文教災害対策	61					●						●	●		
	第28節	その他応急対策	62														
	第4章	東海地震に関する対策	63														
	第5章	南海トラフ地震に関する対策	80														
	第6章	地震災害復旧対策	84														